



2024年5月22日

各位

会社名 イーグル工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 鶴 鉄二
(コード番号6486 東証プライム市場)
問合せ先 総務部長 池田樹人
(TEL. 03-3432-3892)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2024年5月22日開催の取締役会において、2024年6月25日開催予定の2023年度定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- 当社は、2024年3月8日に開示いたしましたとおり、重要な業務執行の決定権限を取締役に委任し、意思決定の迅速化を実現するとともに、取締役会の監督機能を強化し、更なるコーポレートガバナンスの向上を図るため、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除、重要な業務執行の決定の委任に関する規定の新設等の変更を行うものであります。
- 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案のとおり定款第42条（剰余金の配当等の決定機関）及び第43条（剰余金の配当の基準日）を新設し、併せて内容が重複する現行定款第6条（自己の株式の取得）、第46条（期末配当金）及び第47条（中間配当金）を削除するものであります。
- 上記変更に伴う、条数等の変更や平仄の統一等、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第4条 (条文省略)	第1条～第4条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
<u>第6条 (自己の株式の取得)</u> <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>	(削除)

<p>第7条～第8条 (条文省略)</p> <p>第9条 (株主名簿管理人) (条文省略) ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ③ (条文省略)</p> <p>第10条 (株式取扱規則) 当社の株主名簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事項、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料については、取締役会で定める株式取扱規則による。</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条 (条文省略)</p> <p>第19条 (取締役の員数及び選任) 当社の取締役は12名以内とする。 (新設) (新設) ② (条文省略) ③ (条文省略)</p> <p>第20条 (代表取締役及び役付取締役) 当社を代表する取締役は、取締役会の決議によって選定する。 ② 取締役会は、その決議によって、取締役の中から会長・社長各1名、副社長・専務取締役・常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第21条 (取締役の任期) (条文省略) (新設) ② 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>第6条～第7条 (現行どおり)</p> <p>第8条 (株主名簿管理人) (現行どおり) ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議又は取締役会から委任を受けた取締役の決定によって定め、これを公告する。 ③ (現行どおり)</p> <p>第9条 (株式取扱規則) 当社の株主名簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事項、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料については、取締役会又は取締役会から委任を受けた取締役の定める株式取扱規則による。</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第16条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第17条 (現行どおり)</p> <p>第18条 (取締役の員数及び選任) 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は12名以内とする。 <u>② 当社の監査等委員である取締役(以下「監査等委員」という。)は、6名以内とする。</u> <u>③ 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u> ④ (現行どおり) ⑤ (現行どおり)</p> <p>第19条 (代表取締役及び役付取締役) 当社を代表する取締役は、取締役会の決議によって<u>監査等委員でない取締役の中から</u>選定する。 ② 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>会長・社長各1名、副社長・専務取締役・常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第20条 (取締役の任期) (現行どおり) <u>② 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>③ 補欠又は増員のため選任された監査等委員でない取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
---	--

<p>(新設)</p> <p>第 22 条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 23 条～第 24 条 (条文省略)</p> <p>第 25 条 (取締役会の権限) 取締役会は、法令又は定款に定める事項のほか、<u>当社の業務執行を決定する。</u> <u>② 取締役会に関する事項は、取締役会で定める取締役会規則による。</u></p>	<p><u>④任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第 21 条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。</p> <p>第 22 条～第 23 条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第 24 条 (業務執行の決定の取締役への委任) <u>当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第 25 条 (取締役会規則) <u>取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会が別に定める取締役会規則による。</u></p>
<p>第 26 条 (条文省略)</p> <p>第 27 条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日より 4 日前に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②取締役及び監査役全員の同意があるときは、前項の招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>第 26 条 (現行どおり)</p> <p>第 27 条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日より 4 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>②取締役全員の同意があるときは、前項の招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第 28 条 (条文省略)</p> <p>第 29 条 (取締役会の決議の省略) 当社は、取締役 (当該事項について議決に加わることができるものに限る。) の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>	<p>第 28 条 (現行どおり)</p> <p>第 29 条 (取締役会の決議の省略) 当社は、取締役 (当該事項について議決に加わることができるものに限る。) の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>第 30 条 (取締役会の議事録) 取締役会の議事は、その経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役及び</p>	<p>第 30 条 (取締役会の議事録) 取締役会の議事は、その経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役が記</p>

<p>監査役が記名捺印又は電子署名の上、これを10年間本店に備え置く。</p>	<p>名捺印又は電子署名の上、これを10年間本店に備え置く。</p>
<p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p>	<p>第5章 <u>監査等委員会</u></p>
<p>第31条 (<u>監査役及び監査役会の設置</u>) 当社は、<u>監査役及び監査役会</u>を置く。</p>	<p>第31条 (<u>監査等委員会の設置</u>) 当社は、<u>監査等委員会</u>を置く。</p>
<p>第32条 (<u>監査役員の員数及び選任</u>) <u>当社の監査役は5名以内とする。</u> <u>②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第33条 (<u>監査役任期</u>) <u>監査役任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>②補欠として選任された監査役任期は、退任した監査役任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第34条 (<u>監査役報酬等</u>) <u>監査役報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第35条 (<u>監査役責任免除</u>) <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役(監査役であったものを含む。)の同法第423条第1項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u> <u>②当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第36条 (<u>常勤監査役</u>) <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>第32条 (<u>常勤監査等委員</u>) <u>監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>第37条 (<u>監査役会権限</u>) <u>監査役会は、法令又は定款に定める事項のほか、監査役権限の行使を妨げない範囲内で、監査役職務執行に関する事項を決定する。</u> <u>②監査役会に関する事項は、監査役会で定める監査役会規則による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第38条 (<u>監査役会招集通知</u>) <u>監査役会招集通知は、各監査役に対し会日より4日前に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>②監査役全員の同意があるときは、前項の招集</u></p>	<p>第33条 (<u>監査等委員会招集通知</u>) <u>監査等委員会招集通知は、各監査等委員に対し会日より4日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>②監査等委員全員の同意があるときは、前項の</u></p>

の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第 39 条 (監査役会の決議の方法)

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

第 40 条 (監査役会の議事録)

監査役会の議事は、その経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した監査役が記名捺印又は電子署名の上、これを 10 年間本店に備え置く。

(新設)

第 6 章 会計監査人

第 41 条～第 43 条 (条文省略)

第 44 条 (会計監査人の報酬等)

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計算

第 45 条 (条文省略)

第 46 条 (期末配当金)

当社は株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当 (以下「期末配当金」という。)を支払う。

第 47 条 (中間配当金)

当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当 (以下「中間配当金」という。)をすることができる。

(新設)

(新設)

招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第 34 条 (監査等委員会の決議の方法)

監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

第 35 条 (監査等委員会の議事録)

監査等委員会の議事は、その経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員が記名捺印又は電子署名の上、これを 10 年間本店に備え置く。

第 36 条 (監査等委員会規則)

監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第 6 章 会計監査人

第 37 条～第 39 条 (現行どおり)

第 40 条 (会計監査人の報酬等)

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計算

第 41 条 (現行どおり)

(削除)

(削除)

第 42 条 (剰余金の配当等の決定機関)

当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

第 43 条 (剰余金の配当の基準日)

当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

<p>第 48 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>②当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</u></p> <p><u>③前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>第 44 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>当社は、2023 年度定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
--	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2024 年 6 月 25 日 (火) (予定)

定款変更の効力発生日 2024 年 6 月 25 日 (火) (予定)

以 上